

(様式第1号)

平成29年度 第1回芦屋市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時	平成29年5月23日(火) 10:00~11:50
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 由本 千恵子 副 会 長 田中 尚美 委 員 國友 千枝 委 員 山中 厚子 委 員 根来 泰子 委 員 藤井 義典 委 員 細井 洋海 委 員 俵原 正仁 委 員 大久保 文昭 欠席委員 花尾 廣隆 欠席委員 田中 徹 事務局 こども・健康部長 三井 幸裕 こども・健康部主幹(こども担当課長) 廣瀬 香 子育て推進課政策係長 阿南 尚子 子育て推進課政策係主事 藤田 翔子 教育委員会学校教育課主査 大石 健二
事務局	こども・健康部子育て推進課
会議の公開	公 開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 自己紹介
- (3) 会議運営上の説明

<内容>

- (1) いじめ防止対策の実施状況について(報告)
- (2) 本市におけるいじめの状況について(報告)
- (3) いじめ防止啓発事業について(協議)

<閉会>

- (1) 事務連絡
- (2) 閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1 平成28年度 いじめ防止取組実施状況
- 資料2 本市におけるいじめの状況と対応について
- 資料3 平成29年度 いじめ防止啓発事業案一覧
- 参考1 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例
- 参考2 市におけるいじめ防止等に係る取組
- その他 各関係機関からの資料(関係機関の事業や取組紹介のためのパンフレットや冊子等であり、名称のみ掲載する)
 - (1)保護者のためのネット利用ガイドブックVol.3 (パンフレット)
 - (2)保護者のためのネット利用ガイドブックVol.4 (パンフレット)
 - (3)内閣サイバーセキュリティセンターチラシ
 - (4)青少年愛護条例の改正(青少年のネット利用のルールづくり支援)
 - (5)第2次芦屋市地域福祉計画(中学生向け概要版)
 - (6)第3次芦屋市地域福祉計画(概要版)

3 審議経過

<開会>

- (1) 開会の挨拶

【事務局からの開会の挨拶】

【委嘱状の交付】

- (2) 委員・事務局自己紹介

【委員・事務局自己紹介】

- (3) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

(事務局阿南) 福井委員がPTA役員の任期満了に伴い、本協議会の委員を辞退されておりますので、改めて会長を選出していただく必要がございます。芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条第2項により、会長は委員の互選で定めることとなっております。どなたか立候補やご推薦はございませんか。

(山中委員) 昨年度PTA協議会の福井会長に大変お世話になりました。保護者の視点でいろいろとご発言もいただいていたし、新しく来られたところで恐縮だという思いもありますが、引き続きPTA協議会の代表で来てくださっている由本委員に会長をお引き受けいただくわけには参りませんかでしょうか。

【他の推薦，立候補者なし】

(事務局阿南) 先ほど，PTA協議会ご代表の由本委員へ推薦がございましたが，由本委員に会長職に就任いただくということでよろしいでしょうか。

【全員同意】

【由本委員が会長職に就任，座席移動，挨拶】

(事務局阿南) それでは，今後の会の進行を会長よろしくお願ひします。

(由本会長) まず，本協議会を公開とする件ですが，原則どおり公開でよろしいでしょうか。

【全員同意】

(由本会長) 本日，協議会の傍聴希望者はおられますか。

(事務局阿南) 本日は傍聴希望はおられません。

(由本会長) 傍聴者はいないようですので，事務局から本日の資料の確認をお願いします。

【事務局より資料確認】

<内容1> いじめ防止対策の実施状況について（報告）

(由本会長) 事務局は内容1のいじめ防止対策の実施状況について，報告してください。

(事務局阿南) 芦屋市いじめ防止基本方針が平成26年12月に策定され，皆様の協力もいただきながらいじめ防止対策を進めて参りました。今年で3年目の取組となりますので，市における具体的ないじめ防止の実施状況のご報告をさせていただきます。資料1にいじめ防止の取組として，昨年度に市が実施した内容をまとめましたのでご覧ください。項目は5つあります。

項目1「教職員の資質能力の向上」の内容としては、「いじめ対応マニュアル」，「学校いじめ防止基本方針」，「生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり」等を活用した校内研修の実施を促すというもので，担当は学校教育課です。文部科学省通知「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成」に基づき，校長会，生徒指導連絡協議会で，積極的ないじめ認知について確認し，各校では職員会議において周知するとともに，過去の事例とその取組について研修を実施しております。また，各校年間2回，スクールカウンセラーによるカウンセリングマインド研修の実施や毎月，各校の生徒指導担当教師，芦屋署等関係機関が出席する芦屋市生徒指導連絡協議会を開催して，情報の共有と対応や取組の協議を行いました。

打出教育文化センターでは，夏季休業中の教職員一般研修の一つとして，ライフスキル教育体験プログラムセミナーの実施や周りの人と仲良く付き合える力，自分の考えを言葉で伝える力などのいじめ防止につながる力を育むための手立てを身につける研修を実施しています。また，10月にはスクールソーシャルワーカーを講師として招き，子どもの背景を見つめることの大切さを学ぶ研修を実施しております。

項目2「早期発見・早期対応のための措置」に移ります。人権推進課では，毎月2回人権擁護委員による人権相談の実施をしています。28年度はいじめ問題に関する相談の実績はありませんでした。子育て推進課では，家庭からの相談内容で不登校や家庭環境の不安定さからいじめを発見できる可能性があり，相談面接等の聞き取りによる早期発見に努めています。また虐待を受けている児童や非行等の行動がある児童もいじめの加害者になる可能性があるため，児童が健全な生活を送れるよう支援しています。平成28年度いじめに関する内容での対応件数は8件でした。学校教育課が取り組んでいる，芦屋市カウンセリングセンター教育相談ですが，小中学校とともに，いじめアンケートを毎学期実施し，その都度対象者に個別調査を実施しています。また，スクールカウンセラー，養護教諭の積極的活用による児童生徒ならびに保護者との相談体制の充実や，スクールソーシャルワーカーを活用した関係機関と連携したケース会議，並びに校内研究会等での研修の実施，中学校における生活ノートの活用をしています。青少年愛護センターの愛護センター相談は，不登校やいじめ等の青少年に係る問題全般について電話や来所の相談を行っており，特にいじめの問題については，電話や来所において情報を得た場合，学校園と連携して組織的な対応をしているという実績が報告されています。

項目3「啓発活動」としての人権推進課の取組は，人権教室の開催です。

人権擁護委員がDVD等を用い、子どもたちに、「思いやりの心」「いのちの大切さ」を楽しくわかりやすく学んでもらうことを目的に授業を行っています。昨年度は精道小学校3年生が102人参加しました。次に宮川幼稚園において人権の花運動を実施しました。花の種子、球根など配布し、児童等が協力し合って育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにするを目的として実施しています。その他に日々の生活と人権を考える集いや人権週間における街頭啓発にてパンフレットを配布したりしました。子育て推進課では、子どもの権利条約のリーフレットを、保育所の3歳児、幼稚園の年少、小学1年生、中学3年生にそれぞれ配布しています。また、いじめ問題対策連絡協議会の事務局として、「親子で考えるいじめ防止の標語」の募集、表彰式、展示会などを実施し、市内全域にいじめ防止意識の醸成を図り、11月には街頭キャンペーンも実施しました。学校教育課の取組は、学校いじめ防止基本方針をHPに公表するなどの保護者への周知、保護者・地域向け啓発資料「みんなでいじめをなくすために」の配布に加えて、いじめのチェックリストを活用しました。青少年愛護センターでは、月一回の小学校ごとの班集会において、一般的ないじめやネットにおけるいじめについてのパンフレットを配布して啓発し、「子どもと語る会」において各学校の状況を知り、問題点については学校に連絡を行いました。班集会においての問題点も学校に連絡し、連携して対応を図っています。

項目4「学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実」ですが、学校教育課からの実績報告として、「兵庫県版道徳教育副読本」等を活用した道徳教育の充実により、社会性や規律意識、思いやりなどの心を育む教育の推進があります。自然学校、トライやる・ウィーク等の体験活動を体系的に実施し、他者、社会、自然とのかかわりの中で自己有用感を高め、自信や意欲、感謝する心などの育成を図ったり、生徒向けに「いのちの教育」の講演会を開催したりしました。

項目5「インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策」ですが、年間3回スマホサミットを開催し、「芦屋スマホ3カ条」の策定と啓発ビデオを作成しました。また、各校では、警察官、民間企業等の講師による「情報モラル研修会」を開催し、保護者向けに「お子様が安全に安心して携帯電話やインターネットを利用するために」の配布をしています。

以上、いじめ防止の直接的な取組もあれば、子どもの心をいじめに向かわせないような事業や啓発にも取り組んでいます。先生方も研修を重ね、子どもたちへの関わりを学んでおられます。

また、いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめ防止啓発事業は、事業内容の決定から入賞作品の選考など、皆様のご協力があってこそその啓発事業です。改めてお礼申し上げます。

最後に、資料にはございませんが、教育委員会学校教育課が事務局で「いじめ問題対策審議会」を昨年度3回実施し、具体的な事例からいじめ防止対策などについて協議を重ねています。内容1の報告は以上です。

(由本会長) ありがとうございます。先ほどの報告について、何かご質問やご不明な点はございませんか。

【全員質問等なし】

<内容2> 本市におけるいじめの状況について（報告）

(由本会長) 次に、本市におけるいじめの状況について報告してください。

(事務局大石) 報告に先立ち、芦屋市の学校でのいじめの認知件数や、詳細の公表に関しては課内で調整中ですので、この会では概ねの数値の報告とさせていただきます。ご了承、ご理解くださいますようお願いいたします。

それでは資料2をご覧ください。まず1の表ですが、平成26年度と平成27年度の児童生徒1000人当たりのいじめの認知件数を、多い県、少ない県それぞれ3府県と兵庫県の認知件数を併せて掲載しています。平成28年度の集計についてはまだ届いておりません。ご覧のとおり、平成26年度、27年度とも1位の京都府と最下位の佐賀県との間には、約30倍もの認知件数の差が生じています。兵庫県も京都府に比べると随分少ない認知件数でした。芦屋市は全国平均に比べ低く、平成26年度、27年度ともに児童生徒1000人当たり約10件の認知件数でした。

そもそもいじめとは何かという定義ですが、平成25年度からいじめ防止対策推進法の施行に伴い、資料2に記載のとおりとなっています。かつての定義には、「自分より弱いものに対して一方的に」や「継続的に、深刻な苦痛」という要素がありましたが、それがもう含まれない形となっており、当該行為の対象となっている児童生徒が心身の苦痛を感じているものだけとなっています。この定義に基づいて、全国の学校、もちろん本市においてもいじめの認知を行ってまいりましたが、いじめの認知件数は都道府県、あるいは市によって大きな差が出ておりました。このようにいじめの捉え方、基準のばらつきに対して、文部科学省は、平成28年度3月18日付けの「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成」という通知の中で、事例を挙げています。「体育の時間にバスケットボー

ルの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが『それ以上言ったらかわいそうだよ』と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。」このような例をどう感じられますか。既に子ども同士で解決済みという感じですが、これもいじめと認知するように、とのこと。その場で解決したことも含め、少しでもされた子どもが嫌な思いをしている場合には、いじめとして積極的に認知するよう通知がありました。この内容を、昨年度4月の校長会で周知するとともに、毎月行われている生徒指導担当が集まる会で研修を行いました。さらに各学校で学期ごとにいじめに関するアンケートを行うようになった結果、平成28年度12月末時点で、芦屋市の認知件数は約4倍と大幅な増加となっています。3学期にもアンケートを行っていますので、28年度の集計はかなりの数になってくると思います。内容は「ひやかし、からかい、悪口や脅し文句を言われた」というのが1番多く、2番目に多いのは「軽くぶつかられた、遊ぶふりをして叩かれた」というものです。3番目が「仲間外れ、集団による無視」となっています。気になるのが、「パソコンや携帯電話等での誹謗中傷」として計上された件数が随分少ないことです。これに関しては、ケースの認知の難しさとともに、実態把握と未然防止の対策が必要だと考えています。

次に学校における対応について説明します。資料の3にあるのは例年学校で行っている対応で、(1)～(3)はいじめ防止対策推進法に基づいて、芦屋市全校で実施しています。(8)は保護者向けにいじめのサインが出ていないか見守ってもらう発見シートの活用を呼びかけ、早期発見に繋げようとしています。(9)は対策が必要なところで、警察や携帯会社の方に来校いただき、児童生徒向けにネットトラブルに関する研修を実施してきました。

続いて資料の4は昨年度の新たな取組です。(1)は先ほど申し上げたとおり、校長会、生徒指導連絡協議会でいじめの認知について周知しています。(2)いじめアンケートを毎学期実施し、その都度、対象者に対する個別調査を実施し、いじめられたと回答した児童生徒には必ず聞き取りを行っています。(3)パソコンや携帯電話での誹謗中傷の未然防止対策の一つとして、打出教育文化センターにおいてスマホサミットを昨年度は3回、これまで計4回実施してまいりました。兵庫県立大学の竹内准教授

にコーディネーターをお願いし、中学校の生徒会、小学校の児童会の代表が集まり、スマホやSNSの使用の問題を出し合い、自分たちでトラブルが起こらないようなルール作り等を出し合いました。さらに適切な使用を呼びかける啓発ビデオを中学校ごとに作成しています。

(4)は、7月から学校教育課に配置となったスクールソーシャルワーカーを活用し、生徒指導連絡協議会、ケース会議、校内研究会等での研修を実施しました。

(5)については、長期休業明けに特に重大事案が起りやすいことから、いじめに関わらず心配な生徒に関して、始業式前に家庭訪問等によって、個別指導を徹底しました。

最後にいじめ問題対策審議会の実施状況を報告します。学校教育課では、いじめ問題対策審議会を昨年度3回開催しました。大学教授、弁護士、医師など、5人の有識者と事務局による会議となっております。第1回では、1学期に各校で実施したいじめアンケートの結果の報告と、起きた事案への対応について協議しました。また各地で休み明けに大きな事案が起きていますので、その対策として夏休み中に行う学校の対応を確認しました。第2回は、対応が困難な事案に対して、これまでの指導経過と今後の指導方針についてご提言をいただいております。第3回は第2回で報告した事案の結果と2学期に実施したアンケート結果について報告し、ご意見をいただきました。この場で、芦屋市いじめ防止基本方針の見直しを今年度進めていくと確認しております。以上です。

(由本会長) ありがとうございます。先ほどの報告について、何かご質問やご不明な点はございませんか。

【全員質問等なし】

<内容3> いじめ防止啓発事業について（協議）

(由本会長) いじめ防止啓発事業について、事務局より説明してください。

(事務局阿南) 資料3をご覧ください。平成27年度と28年度は2年連続で「親子で考えるいじめ防止の標語」を募集することで、小中学生及びその保護者を中心にいじめ防止啓発を実施して参りました。

28年度は取組2年目ということで目新しさがなかったためか、小学生からの応募数がかなり少なくなりました。しかしながら最後に公立の小中学校にアンケートを実施した結果、「取組には意義を感じる」と全学校が回答してくださっています。また、応募数に関らず、取組を続け

ることが大切だという意見なども頂戴しております。ただ、実施時期や標語以外の取組、「親子で応募する」という方法など、何らかの見直しが必要ではないかという意見も小、中学校から頂戴しております。

いじめ防止の啓発は、どのような形であれ継続して実施することが大切だと考えており、この協議会主催で実施する取組は、「親子で取り組む」ということを大切にしたいと考えています。高学年、中学生にもなれば、親子での応募は難しいので、生徒だけで提出できるようにしてはどうかという意見も頂戴しておりますが、事務局としてはこの啓発事業を親子での話し合いのきっかけづくりにして欲しいという思いがありますので、親子、あるいは祖父母や叔父、叔母などを含む保護者と一緒にご応募いただくということを前提にしたいと思います。

事務局からの提案は4つです。案1は、2年間継続して行っている「親子で考えるいじめ防止の標語」を挙げています。メリットは、3回目の実施となり、取組の定着化を図ることができること、また行政も学校も実施の手順が分かっているため、連携しやすく、作成が容易で応募しやすいという点です。逆に、取組に飽きて応募しない可能性があり、本来は親子で真剣に考えてもらいたいが、作成が容易なため、遊び感覚で応募する。過去の受賞作品と似通った作品が多くなるという点をデメリットと考えました。

案2は、「親子で考えるいじめを生まないうれしい言葉」の提案で、自分が言われてうれしかった言葉、落ち込んでいる友達にかけてあげたい言葉を募集し、いじめを生まない土壌づくりの取組になればというものです。「こんなことを言われて嬉しかった」など、親子の会話が期待でき、標語よりもとつきやすく、作成自体が容易で応募しやすい等のメリットがあります。デメリットは、何を基準に選考すれば良いのか分からず選考が困難ということと、作成が容易なため、遊び感覚で応募する、同じような言葉が集まるという点です。応募作品の背景や思いなども記載してもらうように工夫すれば、選考の困難さや、同じような言葉が集まる可能性を回避できるのではないかと考えています。

案3は「親子で作成するいじめ防止のポスター」です。メリットは、展示した際にインパクトが大きく、啓発の効果が高いこと、作成に時間がかかる分、真剣に取り組んでもらえる点です。デメリットは、作成に時間がかかり、応募数が少なくなる可能性、あるいは美術部や絵の得意な方しか応募しないという可能性があることと、絵の専門性がないため、協議会だけで選考することが困難という点です。

案4は「親子で作成するいじめ防止のイラスト」です。毎年11月にい

じめ防止の街頭キャンペーンを実施しますので、配布するリーフレットに使用するイラストの募集です。メリットは、啓発リーフレットに使用されるため、応募の意欲がわくことや、ポスターほどは作成が手間ではない点に加え、年齢を問わず取り組みやすいという点です。デメリットとしては、いじめ防止のイラストがイメージしにくく応募数が少なくなる可能性と、絵が苦手だと応募すら考えない可能性もあります。またポスターは、文章を親が考えるなど一緒に取り組みますが、イラストでは困難です。

提案は以上4つです。それ以外にも取り組みそうな事業があればこの場でご提案いただきたいと思います。また、芦屋市のいじめ防止基本方針そのものは対象が公立の小中学生となりますが、啓発につきましては、公立、私立に関らず、すべて大切な芦屋の子どもという括りで捉え、昨年度同様、市内在住、在学の小中学生にご参加いただきたいと思いますと考えております。少し長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。

(由本会長) ありがとうございます。まず、今年度実施する啓発事業の内容を決めてから、募集時期を決定したいと思います。事務局から提案が4案出ておりますが、新たな提案などはございませんか。先ほどの説明の質問や意見でも結構です。いかがでしょうか。

(根来委員) 質問です。4つとも親子でと入っていますが、必ず親子で取り組むのでしょうか。また、募集してから必ず選考しなければならないのでしょうか。

(事務局阿南) 中学校からは、中学生だけで応募できないかという意見がありましたが、単体での取組は学校でもできます。この協議会が主催する啓発事業は、親子で話すことを大切にしたいという前提があり、どの取組も親子で一緒に作り上げたものを出していただきたいと思いますという思いがありますので親子での取組を前提にさせていただきたいと思います。

また、作品を募集するのであれば、何か賞がある方が、応募しようという動機付けになるのではないかと思います、選考をセットで考えております。

(根来委員) 今回委員となり、啓発事業を選考するイメージではなく考えていました。いじめが問題になりだした頃に、新聞でスポーツ選手や有名な方が、「いじめられている君へ」という記事を出しているのを一生懸命自分も読みましたし、子どもたちも学校で読みました。そこからヒントを得て、今はもう大人になっていますが、過去にいじめた、いじめられた、クラスでいじめがあったが傍観していたなど、過去に何かいじめにまつわる思い出があるという人が、今そのことをどう思っているか、例えば「みんなから無視をされて辛い時期があった。でも、その時に声をかけてくれた人がいて、今でも仲良くしている。そこがきっかけでみんなとまた仲良くなれた」とか、本当にちょっとした短い言葉で良いのですが、いろいろな立場の人が

過去にあったことを今振り返ってこう感じるというのを、いくつか載せたようなものを配り、読んで自分なりに考えてもらうだけでも値打ちがあると思います。もし何か返してほしいと思えば、これを読んでどんなことを思いましたかというような、自分が感じたこと、自分に結び付けるような何かをすると、クラスの中や、周りにいる人に向ける目や行動が具体的になるのではないかと思います。選考するという内容ではないので、選考が前提ですかとお尋ねしました。いじめ啓発事業の趣旨に、「子どもや保護者をはじめ市民全体にいじめをなくそうとする意識を定着させる」とありますので、選考にこだわらなくても良いと感じました。

(藤井委員) 警察でもいろいろとありますが、やはり事業はマンネリ化していく傾向があります。福島原発いじめにあった被害少年の手記が新聞に載りましたが、そこには子どもたちがどういう印象を受けたか書かれています。根来委員がおっしゃったように、成人しても過去にいじめにあった方や苦しんだ方もおられます。要は、子どもたちにポスターや標語を作りなさいと言っても実体験がなければ全くの空論でしかありません。また、案2ですが、現にいじめを受けて自ら命を絶とうとしている少年に「頑張りなさい」という言葉は逆効果だと言われています。

加古川、垂水、宝塚でもいじめがありました。発覚は自殺という形でしたが、その時周りの先生方や子どもたちとの温度差がありました。子どもたちはいじめている感覚がなく、受けている側はいじめられていると思うことがあります。子どもたちに、なぜいじめがいけないのかということをお教え、その上でステップアップ式に考えさせていくことが良いのではないかと思います。ところで、青少年愛護センターの「子どもと語る会」はどんな会ですか。

(大久保委員) 愛護協会の主催で、各小学校の生徒に5名程度来てもらい、学校はどうだとか、うちの学校は給食がおいしいとか、そういう話をしながら、それぞれの学校や家庭の話をしています。

(藤井委員) 今の子どもたちはコミュニケーション能力が低いと言われています。実際、私も息子が高校3年生ですが進路を決めるにあたって何を考えているか分からない、親子で話をしていないと感じました。今の子どもたちがどういった考えを持っているか分からないということで、アンケートで生徒に「クラスメイト30人全員と話したことがありますか」と聞くと、なんと「全員と話したことがある」のは1人だけでした。同じクラスなのに話したことがなく、メールすれば良いということで、隣のクラスメイトがどういった考え方を持っているかは当然分かりません。5校ほどアンケートを実施した結果はほぼ一緒でした。子どもたちの対話が必要ではないか、

デジタル化ではなくアナログ化，言葉で話をしたらどうかという協議で，ミーティングをする発想が出てきました。中学2年生を対象に，差別やいじめや暴力をテーマにし，10人くらいでリーダーを決めて，約1時間話をさせました。その上で自分がどう思うのか，全員一言話すというルールを作り，ディスカッションさせました。1時間後には，今まで話したことがないような友達の考え方が分かり，その学年については何か問題があっても，皆で解決することができるようになりました。その後も先生方の検証を加えながらやっていくことになりました。

親子での応募は良いですが，やりなさいと言って，保護者がしない可能性もあります。子どもと一緒にという親が果たしてどのくらいいるのでしょうか。反対的な意見になりますが，子どもに一生懸命な方もいれば，そうでもない無関心な保護者が多いのも現実です。親子よりは，感受性の豊かな子どもたちに自分がどう思ったのか考えさせ，そこに加えて，大人が実体験として，僕は過去にいじめたことがある，私はこういう風にいじめられたことがあるといったアドバイスのことをしたら，子どもたちは良いか悪いかを考え，いじめはいけないという気運が高まると思います。

先ほどの都道府県別のいじめの認知件数ですが，京都府のいじめ認知件数がなぜ突出しているかを京都府警から聞きました。例えば悪口を言った，無視をした，ということが全て子どもたちからどんどん上がってくるそうです。学校も教育委員会も，ソーシャルワーカーも，警察も認知したことは，全ていじめとしています。過剰かとも思いますが，そのぐらいして社会全体で子どもたちの変化を見守っていくということです。認知件数が少ないから良いということではなく，それは見過ごしている状況もあるのではないかとと言われて，私も反省しているところがあります。子どもたちの中で起きていることを，学校の先生方，保護者，私たち社会を含めてどこまで知っているのでしょうか。ほとんど知らないと思います。子どもたちの中ではいろいろなことが起きており，その中で子どもたちのシグナルは，欠席や元気がないことです。大人が見えない範囲での活動，陰湿，執拗ないじめもあります。学校では良い子でも裏では分からないこともあります。保護者はたいてい「うちの子は真面目に学校に行っているし，勉強もして成績も良い」とおっしゃいます。しかし裏では分かりません。いじめられている子どもは芦屋市内でもいないことはないと思います。それをいかに発見するかが大切です。いざ重大事案となると，市はその対応に追われますので，上辺だけではなく，実行性のある施策が良いのではないかと思います。

(由本会長) ありがとうございます。他にご意見はございませんか。

(細井委員) 資料3を拝見したときにイラストは良いと思いました。街頭キャンペーンで使用されるのであれば、自分の作品が載るのは嬉しいことだと思います。また、先ほどの根来委員のお話を聞いて、大人になった親がメッセージを発信するというのも魅力的だと思いました。ただ選考となると、難しく何ページもあると読む側も辛いので、文字数の制限など、工夫は必要です。しかし作品になった時に、その後授業で活用もしていただければ、家庭でのコミュニケーションツールにもなりますので、先ほどの提案は良いと思いました。

(大久保委員) 案は非常に良いのですが、誰の文章を読んでもらうのかの選択が難しいと思います。藤井委員のお話も本当に良いのですが、そのためには学校を出て子どもたちにどこかで集まってもらわねばなりません。いじめに特化して保護者と子どもたちが討議するのもおもしろいかもしれませんが、実際学校現場は非常に厳しい状況だと感じます。学校を出て会を持つだけでも、特に中学校は忙しく、生徒会は土日でも赤い羽根募金など大変です。現場のことを考えると、これ以上学校に負担をかけさせたくないという気持ちがあります。去年の選考の際に、標語になっているものとそうでないもの、いろいろありました。去年の事業内容を継続して行うという形にして、例えば、ペットボトルのお茶に俳句がありますが、中学生は俳句にするとか、小学生は俳句に限らず自由に作るとか、その辺りを検討すればいかがでしょうか。審査するのかという意見もありますが、一つ励みとして何らかの順番を付けてあげることも必要だと思います。もし継続的にできるのであれば、今年俳句をして優秀作品を選び、来年はその俳句を基に、ポスター募集する案もあると思います。行政としてこの事業をどう展開するかという時に、全く変えるのは難しいと思います。今あるものを、次の段階でより良いものにしていくほうが妥当ではないでしょうか。

(俵原委員) 藤井委員の警察の立場からのお話は、ここだけではもったいないという気がします。この協議会がPTA協議会等と連携していじめに関するお話を聞く機会を、事業の一つとすることも良いのではないのでしょうか。もっと広くいろいろな人に聞いてもらいたいと思いましたので、別に機会があって良いのではないかと思います。表彰式と講演会を兼ねるというのも良いかもしれません。募集については、案の1と2でどう区切るのか曖昧な境界線だと思いますが、大きく捉えて、標語、うれしい言葉、短いメッセージ的なもの、逆に長めのメッセージ、川柳などいろいろ間口を広げながら親子の募集をしていければと思います。基本的には、1番の提案で、それに加えて藤井委員のお話を聞く機会を作れたらと思います。

(藤井委員) 学校のカリキュラムもあるのですが、1学年10グループぐらいにして、

最終的にグループの討議の結論を10人みんなが総意したということで代表者に発表させます。そうすると、反対の意見が上がってきます。反対の意見が出たときに、今まで話したことがない子どもが手を挙げて話し出しました。その子どもをみんなが批判するのではなく、その子はそういうことを思っていたのかと感じます。その時に、実際先生が未把握の子どもが、「実はいじめられていました。私はその時に死のうと思ったこともありました。」とカミングアウトをして驚くわけです。彼女の勇気をみんなが受け、最終的にはいじめはだめだ、暴力は絶対だめだと全員の意思統一ができました。全体では難しいので、それぞれの学年で行うことで効果があると思います。子どもたちの生の声を聴く、本当の心の叫びを聴くことが求められているのではないかと思います。モデル校を選定して実践してはいかがでしょうか。

私たちも子どもたちと話をしますが、表面的なことしか話をしません。子どもたちがどう思っているかを知り、それを今度は大人たちで変えていくことをしていただけたらと紹介させていただきました。

(國友委員) 私も大久保委員と同じで、標語だと選考基準がとても難しかったので、川柳とか俳句のように五・七・五で区切ったような形で考えたら面白いのではないかと思います。いじめ防止ではなく、いじめられた子どもにかける言葉で川柳ができたら良いのではないのでしょうか。いじめ防止に取り組んで3年目になるので、いじめられた子どもにかける言葉を川柳で表現してみてもどうかと思います。皆様のご意見を頂戴したいと思います。

(事務局阿南) 國友委員のご意見は、標語は選考基準が難しかったというところからでしょうか。

(國友委員) 標語ですと、散文というか少し長い文章や詩的な文があり、端的に短いものもありましたが、長いものもあったので、どういう風に判断して順位を付けていけばいいものか迷いながら選考しました。

(事務局阿南) ルールを五・七・五と決める方がよろしいでしょうか。

(國友委員) きっちり区切ってしまうのも難しいかもしれません。新聞などで読むサラリーマン川柳のような感じです。

(田中委員) 中学生だと考えやすいかもしれませんが、小学生だと五・七・五で制限されてしまうと少し難しいのではないのでしょうか。いじめられた子どもにかける言葉に限定すると、今実際つらい思いをしている子どもたちにとっては、応募はどうか、大丈夫かという疑問が湧きました。その辺りは現場を経験されている先生方はどうでしょうか。

(大久保委員) あまり区切らなくていいのではないのでしょうか。いじめを受けた子どもに対するメッセージと逆にいじめていた子どもが良くないことをしたと

悔いるような感じで構わないと思います。たしかに去年審査したときに、これは標語なのか何なのかという作品があり、審査しにくかったところがありました。中学生では、お茶の俳句に応募した学校もあり、実際に選ばれたこともあります。そういう面では取り組みやすいです。国語や道德などで、一斉に「今日はいじめについて考えてみよう」「みんなで俳句を作ろう」という形で取り組み、そこから俳句とは別に何らかの形のものが生まれるのではないかと思います。機会を与えてそこから子どもたちがリアクションをしていくのは非常に大事であって、学校現場としても、それくらいの時間は十分取れると思います。2～3時間道德の時間を使って考え、それを発表し合ったら良いのではないのでしょうか。そのように取り組む学校と、応募作品を送るだけの学校とあるとは思いますが、現場に任せて上手に使える、一つ大きな道德の課題としてできるのではないかと思います。また、小学校の場合は俳句に限定しなくて良いのではないのでしょうか。うれしい言葉でも、いじめられて思ったちょっとした一言でも構わないと思います。小学校は高学年も低学年も限定せずに行ったらどうかと思います。

(由本会長) 「標語」や「うれしい言葉」や「川柳」など、何か言葉として伝えることが皆さんに訴えるには良いのではないかと思います。それでは1案2案を合算した感じの形ではいかがでしょうか。

(事務局阿南) 事務局から提案ですが、詳細を会長と事務局で詰め、募集要項の案ができ次第、一旦皆様に配布いたします。そこからご意見をいただき募集要項を固める形で進めていきたいと思うのですが、よろしいでしょうか、

【全員同意】

(事務局阿南) では、会長と事務局とで皆様のご意見を集約しつつ検討したいと思いません。

(由本会長) 啓発事業の実施時期についてはどうでしょうか。

(事務局阿南) 既に5月下旬ですので、早くても7月の中旬あたりが最短の募集開始かと思えます。前回は夏休み明けで、9月上旬から10月半ばまでの約1か月半を募集時期とさせていただいたのですが、「応募用紙を見ていない」、「募集はいつあったのか」という保護者がいらっしやいました。協議会でそれをお伝えしたところ、「夏休み前のプリントなら、保護者は真剣に見る」という意見がありました。ただ、夏休みの時期だと学校側は生徒がどれくらい応募しているかという関与が難しい、応募数が少なくなる可能性の意見もあります。行事の時期もあり、学校の負担にならないようにしたいと思えます。行事が少なく、いじめのアンケートの時期等と同時

に実施できればと考えています。

(根来委員) 学校によって忙しい時期がずれますし、いじめのアンケートをする時期も多少違うので、一概には言いにくいです。

(事務局阿南) 夏休みはどうですか。

(根来委員) 親子でゆっくり考えてもらう分には夏休みを使うのは良いと思います。

(事務局阿南) どれだけ応募したかというのを学校側があまり把握できないのではという気もしますが、いかがでしょうか。

(根来委員) 提出先を学校と決めておけば応募者数は把握できます。

(俵原委員) 例えば授業で行うような学校があれば、夏休み前から9月末くらいまでの募集とすると学校によって対応してもらえないのでしょうか。

(事務局阿南) では、夏休み前に案内を送らせていただいて、実施時期は夏休み期間を越えて9月下旬くらいまででしょうか。

(俵原委員) 夏休み時期を超えると、学校も把握できると思います。

(根来委員) 学校の方へ事前にお知らせを配って、学校の夏休みのしおりなどに「募集しています」という一言を入れていただくと親の意識が違ってくるのではないかと思います。

(由本会長) 親は学校から来る広報紙には絶対目を通し、行事がもれないようにします。時期を明確にして「親子で取り組んでほしい」という一言があるかないかで意識が変わってくると思います。

(大久保委員) 広報紙でも宣伝してはどうでしょうか。

(事務局阿南) はい、さまざまな方法で周知して参ります。

(俵原委員) 夏休み前の6月か7月に校長会でお話してもらえると良いと思います。

(由本会長) では、7月から9月くらいの間で進めていくということで、一旦事務局へお返しします。

(事務局阿南) 皆様、本日はありがとうございました。さまざまなご意見を参考に啓発事業につきまして、会長と事務局で詰めていきたいと思えます。今後のスケジュールですが、募集要項案ができ次第、皆様に募集の時期等を明確にしたものを配布させていただきたいと思えます。また、表彰式の際に、藤井委員や俵原委員がおっしゃっていたいじめ防止に関する講演会等を表彰式とセットで開催できたらと思えます。こういう話が聴きたい、またはこういう講師が良いのではないかと、という意見があれば事務局までお知らせいただけますようご協力をよろしく願います。

募集の時期を考えますと、早くても表彰式の実施は秋～冬にかかる時期ということになります。スケジュール案も募集要項と合わせてお示しいたしますので、確認をよろしく願います。

【事務局より事務連絡】

(由本会長) それでは、これもちまして平成29年度第1回いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。皆様どうもありがとうございました。

<閉会>